

業務委託契約書（案）

1 委託業務名 令和7年度 愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務

2 委託金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥ ）

3 委託期間 令和 年 月 日から令和8年3月25日まで

4 契約保証金

愛媛県（以下「甲」という。）と （以下、「乙」という。）とは、上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

乙 住 所
商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約の効力の遡及)

第2条 この契約の甲と乙の電子署名がともになされた日が委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第154条の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。

(権利の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督員)

第6条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款の及び実施要領記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、実施要領の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
(管理技術者)

第7条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画書の変更)

第9条 乙は、業務内容の変更をしようとするときは、あらかじめ業務変更計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行終了の通知)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第13条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第14条 乙は、第12条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第15条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(前金払)

第16条 乙は甲に対し、業務委託料の前金払を委託料前金払請求書により請求することができる。ただし、その額は乙の申請に基づき、甲が決定する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。

3 委託内容の変更その他の事由により委託料が減額した場合において、受領済の前払金額（以下「前払金額」という。）が減額後の委託料を超えるとときは、乙は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 乙は、前払金を頭書委託業務の施行に必要な人件費、旅費、材料費、その他甲が必要と認めた経費以外の支払に充当してはならない。

6 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、乙に対して甲の指定した期間内に、前払金額に利息を付して返還することを請求することができる。この場合において利息は、前払金支払の日から返還の日までを遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額とする。

(契約保証金の返還等)

第17条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第12条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第18条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる

ものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第19条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(仕様書に関する通知義務)

第20条 乙は、仕様書によることができないとき又は仕様書に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第21条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第22条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第24条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第21条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

- 3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第26条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第27条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第28条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第29条 第15条、第16条第6項及び第26条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（変更の届出）

第30条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第 31 条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第32条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、
甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管
轄裁判所とする。

業 務 変 更 委 託 契 約 書

委託業務名 令和 7 年度 愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務

上記の業務について、愛媛県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、 年 月 日付け
で当事者間で締結した業務委託契約について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条によって公正な変更委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 履行期間を次のように改める。

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

第 2 条 業務委託料を 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）増額（減額）する。

第 3 条 契約保証金額を 円増額（減額）する。

第 4 条 業務委託契約書に添付の設計書、図面、仕様書を別冊のとおり改める。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

年 月 日

住 所 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲
代表者 愛媛県知事 中村 時広

住 所
乙 商号又は名称
代表者

注 変更事項のない条がある場合は、変更事項のない条の規定を削除し、以下繰り上げて使用する。

(第 号)
年 月 日

(甲又は乙) 様

(甲又は乙) 印
(押印省略)

業務委託料

履行期間

の変更について（協議）

年 月 日契約を締結した下記 1 の業務について、下記 2 及び下記 3 のとおり

業務委託料

履行期間

を変更いたしたいので、業務委託契約書

第 18 条

第 21 条

 の

規定により協議します。

記

1 委託業務名

2 変更内容

3 変更理由

注 1 不要の文字は、抹消すること。
2 記の 2「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

(第 号)
年 月 日

(甲又は乙) 様

(甲又は乙) 印
(押印省略)

[業務委託料]
[履行期間]

の変更について（回答）

年 月 日付け（ 第 号）で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

1 委託業務名

2 変更内容

3 変更理由

注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記の 2 及び 3 について、相手方からの協議どおりに承諾する場合は、「 年
 月 日付け（ 第 号）で協議のあったとおり」と記載すること。

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務計画書

年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務
について、委託契約書第 8 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書
- 4 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務変更計画書

年 月 日付け 第 号で承認のあった令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務を下記のとおり変更したいので、委託契約書第 9 条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後がわかるように記載のこと。）
- 3 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務完了報告書

年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査
調査業務について、委託契約書第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実績（効果）
- 4 収支決算書
- 5 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務
委託料精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務に係る委託料について、委託契約書第 14 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第 8 号（第 16 条関係）

令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務
委託料前金払請求書

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査
業務委託料について、委託契約書第 16 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

一金	円也
内 訳	
委託料	金 円也
前金払受領済額	金 円也
今回請求額	金 円也
残額	金 円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の

求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。